

○ 第5章 計画の推進

1 計画の見直し

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間ですが、期間内であっても、法改正や国の基本方針改定などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ、本計画を見直します。

見直しは、本県における配偶者からの暴力をめぐる状況や、それまでの施策の実施状況等を勘案して行います。

2 計画の進行管理

この計画について、毎年度施策の実施状況を把握するとともに、男女共同参画審議会等にその状況を報告します。